

平成17年4月スタート

個人情報保護管理規程を制定しました

平成17年4月から個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が全面施行されました。個人情報は、その性質上いったん誤った取り扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあることから、個人の権利や利益を保護するこ

とを目的に個人情報保護法が定められたものです。当基金においても、加入員、年金受給待期者及び受給者の個人情報の漏洩・滅失・毀損等を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的として「個人情報保護管理規程」を制定しました。

個人情報とは

氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。個人の身体・財産・社会的地位・身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体になって特定の個人を識別できるものであれば個人情報にあたります。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報にあたります。

■法令・ガイドラインにより個人情報取扱事業者に求められる概要

- 1 個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的に必要な範囲内において取り扱う
- 2 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知または公表等をする
- 3 利用目的に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める
- 4 個人データの漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じ、従業者や委託先に対し必要かつ適切な監督を行う
- 5 あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者へ個人データの提供を行わない
- 6 保有個人データについては、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行う
- 7 本人から苦情などがあった場合は、適切かつ迅速な処理に努め、そのために必要な体制を整備する

■当基金における個人情報の取り扱いについて

基金の個人情報保護に対する取り組み姿勢を明確にし、対外的に周知するひとつの手段として個人情報保護管理規程等を制定し、基金の広報誌等に掲載、または基

金の窓口へ備え付けることにより、個人情報の利用目的等を公表することとします。

個人情報取扱事業者の名称	東日本硝子業厚生年金基金
個人データの利用目的	<ul style="list-style-type: none">●加入員に関する記録の管理●年金給付の管理●裁定請求書の送付●現況届及び支払通知書の送付●会報誌の送付●福利に寄与することが期待できる事業を行う者への提供 利用目的：資料送付宛名の記載 提供項目：住所及び氏名 提供方法：事業責任者への帳票手交
個人データの開示等の請求手続	●加入員記録等の事業主への提供 利用目的：加入員の資格、報酬または掛金に関する管理または届出に係る適正化及び効率化並びに加入員の給付に関する相談に係る利便及び的確化を図るための資料 提供項目：加入員の記録、掛金または給付に関する項目 提供方法：事業主への送付または送信 ※事業者への提供を希望されない場合は、基金までご連絡ください。
個人情報に関する苦情・相談	申出先：〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6 東日本硝子業厚生年金基金 提出時の記載事項：開示内容、住所、氏名及び電話番号 本人確認のための添付書類：加入員証の写し (代理人による請求の場合：本人の委任状、代理人の身分証明書) 手数料：実費
	面談：当基金事務所 手紙：上記申出先所在地・名称あて 電話：03-3633-6445 FAX：03-3633-7125 電子メール：info@glskkn.com ※面談及び電話による受付時間は、就業時間内です。